様式第８の５の２（第19条の22第５項関係）

特別原価等集計表

（単位：千円）

	可　変　費
高圧需要	
低圧需要	

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第８の６（第19条の２第11項、第19条の22第11項関係）

第１表

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円／kWh）	想定料金収入
高圧需要							
低圧需要	（　）		（　）			（　）	（　）

（記載注意）

低圧需要の（　）内には、特別変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

第２表

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円／kWh）	想定料金収入
高圧需要		（　）		（　）		（　）	（　）
低圧需要	（　）			（　）		（　）	（　）

（記載注意）

高圧需要及び低圧需要の（　）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第九、様式第十一及び様式第十一の11中「地社購入電源費」を「他社購入電源費」に、「地社販売電源料」を「他社販売電源料」に改める。

別表第二中「第19条の２第２項、」を「第19条の３第２項、」に、「第19条の２第２項及び」を「第19条の３第２項及び」に、「第19条の２第４項第１号」を「第19条の３第４項第１号」に改める。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第二条　一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二の二第一項中「この条において」を削り、「以下同じ」を「以下この条及び第二十九条の五において同じ」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同項第一号中「により算定した石油石炭税変動相当額」の下に「（次条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により届け出た託送供給約款を届け出た事業者にあっては、次条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二の三　事業者は、変動範囲内発電料金等を法第二十四条の三第一項の規定により届け出た託送供給約款で設定した料金（第二十九条の二の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た事業者にあっては、当該変更後の託送供給約款を届け出る前に定めていた託送供給約款で設定した料金。以下この項において同じ。）を算定した際に第三条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、法第二十四条の三第一項の規定により届け出た託送供給約款で設定した料金を算定した際に第四条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二十条から第二十九条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定することができる。

一　燃料費の変動額（社会的経済的事情の変動による法第二十四条の三第一項の規定により届け出た託送供給約款で設定した料金を算定した際に第四条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因する変動額（以下「外生的燃料費等変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第二十九条の六において同じ。）

二　使用済燃料再処理等発電費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第二十九条の六において同じ。）

三　特定放射性廃棄物処分費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第二十九条の六において同じ。）

四　原子力発電施設解体費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第二十九条の六において同じ。）

五　地帯間購入電源費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第二十九条の六において同じ。）

六　他社購入電源費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第二十九条の六において同じ。）

七　地帯間販売電源料の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第二十九条の六において同じ。）

八　他社販売電源料の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第二十九条の六において同じ。）

九　事業税の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第二十九条の六において同じ。）

2　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動範囲関連変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十四により特別変動範囲関連変動額総括表を作成しなければならない。

一　事業者は、燃料費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第一項に規定する第一次整理原価における額及びこの号の規定により算定された額（第二十九条の二の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た事業者にあっては、第二十九条の二の二第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。